

## 新たな計画の策定に当たって

# I 計画策定の趣旨

## 計画策定の背景

### ◆ 我が国及び世界の動向

我が国では、昭和45年（1970年）に「心身障害者対策基本法」が制定され、その後、昭和56年（1981年）の完全参加と平等をテーマとする「国際障害者年」、昭和58年（1983年）から平成4年（1992年）にかけての「国連障害者の十年」を経て、国内外で障害者問題への関心の高まりがみられ、障害のある人の権利の確立、自立生活支援に向けて様々な取り組みが進められるようになりました。

平成13年（2001年）には、世界保健機関（WHO）において、障害に関する国際的な分類として「国際生活機能分類（ICF）」が採択され、病気や疾病の帰結である人のマイナス部分を障害として表現してきた古い定義を改め、社会的環境と個人的要素が相まったものとして障害を捉え、当たり前の生活をするための環境整備とエンパワーメントが障害者施策の重点課題として挙げられるようになりました。

一方、我が国では、平成5年（1993年）には、「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められ、平成16年（2004年）の「障害者基本法」改正では、基本的理念として障害を理由とする差別等の禁止を掲げたほか、都道府県及び市町村が障害者計画を策定することが義務化され、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進を図ることとされました。そして、それに加えて、同年には、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある人への支援について定めた「発達障害者支援法」が制定され、障害者施策の対象が大きく広がることとなりました。

また、障害福祉サービスについては、社会福祉基礎構造改革の流れを受けて、それまでの措置制度に替わり、平成15年（2003年）に利用契約制度に転換する「支援費制度\*」が、さらに平成18年（2006年）には障害の種別を一元化した「障害者自立支援法\*」が施行され、新たなサービス体系へと大きく再編されてきました。

平成18年（2006年）には、国連総会において、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と「障害者の固有の尊厳の尊重」を目的として、「障害者権利条約」が採択されました。これに伴い、平成21年（2009年）

に、「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当面5年間で、障害者に係る制度の集中的な改革を行うこととし、平成22年（2010年）6月に、「障害者自立支援法」を廃止し「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を目指すことを閣議決定しました。

また、平成23年（2011年）には、「障害者基本法」の一部を改正し、共生社会を実現するという目的を定め、発達障害を含めるよう障害者の定義を見直し、差別の禁止、防災や防犯等に関する新たな規定を盛り込むとともに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる「障害者虐待防止法」）を制定し、公共団体を含む関係機関に、障害者虐待への対応と防止に関する取り組みの推進を義務付けています。

そして、平成25年（2013年）4月に、「障害者自立支援法」は、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（いわゆる「障害者総合支援法」）となり、「障害者基本法」の基本的な考え方を理念に盛り込むとともに、「制度の谷間」を埋めるべく、難病等を障害の範囲に加えるなど地域社会における共生の実現に向けて、総合的な支援が展開されることとなりました。

また、同年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が国会において可決・成立し、これにより障害のある人の権利保障と差別撤廃のための主要な法整備が完了し、平成26年（2014年）1月に「障害者権利条約」が批准され、障害のある人の権利の確立に向けた大きな一歩を踏み出しました。

そして、平成28年（2016年）4月には、「障害者差別解消法」が施行され、全国的に障害者の権利保護の取り組みが図られています。

#### ◆ 障害のある人を取り巻く環境の変化

近年、障害のある人の数は増加しています。加えて、高齢化や障害の重度化、重複化も進んでおり、将来の暮らしへの不安が高まっています。

また、発達障害や高次脳機能障害など、障害種別も多様化しており、さらに、地域や社会の理解が十分でないため、適切な対応が遅れることによって、例えば発達段階における不登校、引きこもり、いじめや非行につながるなどの問題が起こっています。

障害のある人の家族についても高齢化が進んでおり、また、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴って、家庭における介助、支援機能が低下するなど、障害のある人を取り巻く環境は、大きく変化してきています。

## ◆ 障害のある人の福祉ニーズの多様化

ノーマライゼーションの理念の浸透とあわせて、障害があってもごく当たり前にノーマルな生活を享受するとともに、生活の質（QOL）の向上を目指すという考え方が広がり、自己実現や社会参加の重要性が認識されるようになっていきます。

このように、障害のある人の福祉ニーズは、今後ますます多様化するとみられることから、個々の障害特性やニーズに即した総合的な支援策が必要となっています。

とりわけ、障害のある人が自己実現、社会参加を果たそうとする場合に、社会の仕組みそのものがその願いを妨げるバリアとなっていることが指摘されなければなりません。このため、行政においては、そのような阻害要因の改善、解消に向け、様々な福祉サービスの充実を含め、都市基盤の整備に向けた取り組みが求められており、住民相互の理解の促進や障害のある人の権利の擁護も重要です。

さらに、障害のある人の経済的自立と社会参加を図るためには、いわゆる福祉的就労\*の質的な改善とともに、福祉的就労から継続的雇用（一般雇用）に向けた移行支援、一般雇用を促進するための企業、行政の努力とともに、障害のある人が働きやすい地域基盤の整備などが必要となります。

こうした福祉ニーズの多様化に適切に対応していくためには、行政サービスの充実だけでは足りず、社会全体で取り組むという姿勢が必要です。このためには、公共施設等のバリアフリー化といった「まち」づくりに加え、ユニバーサルデザイン\*の考え方を取り入れ、「ひと」、「もの」、「情報」、「社会参加」の各分野において、誰もが相互に支え合い、安心して暮らし、持てる力を発揮して元気に活動できる社会づくりを目指すことが求められています。

## ◆ 様々な施策の効果的な運営の必要性

従来、障害のある人の施設は、身体、知的、精神といった障害の種類や年齢要件に加え、障害の程度別などに細分化されて設置、運営されてきました。また、在宅サービスについても同様に、障害の種類ごとに展開されてきました。

しかしながら、主として機能障害に着目し、高度、専門的にサービスを提供するという従来の考え方だけでなく、機能障害に起因する活動の制限を補完し、社会参加を制約している物理的、心理的な環境条件を整えることも重要です。このためには、障害種別のみにとらわれることなく、個人の特性、可能性に着目し、それぞれの人に何が必要なのか、どのような支援が求められているのかについて考え、サービスのあり方を捉え直すことも必要となっています。

また、大幅な税収の伸びが見込めない中で、増大する福祉ニーズに対応していくためには、様々な施策の連携調整を図り、これを一人ひとりの福祉ニーズに即して最も効果的に提供していくことを基本的な視点とすることが求められています。

#### ◆ 共生社会に向けた地域での総合的な支援の必要性

障害のある人が地域で当たり前の生活を送るためには、福祉サービスの充実だけでは十分ではなく、地域生活において、障害のある人を虐待や差別から守り、合理的配慮が行われることによって、障害のある人の権利を確立していくことが必要です。

さらに、多様なニーズに対応するためには、行政サービスのみでは不十分であり、障害のある人及びその団体などのセルフヘルプ活動やピアカウンセリング活動を充実させ、地域コミュニティの連携強化を図るなど、エンパワーメントを向上させるための取り組みがより一層求められています。

そのためには、行政と当事者及びその地域の社会資源を構成する団体が、お互いの立場を理解し、各々の特性を生かしつつ、役割を的確に果たすことで、地域における総合的な支援体制を確立していくことが重要となってきます。

#### ◆ 姫路市の動向

姫路市では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成10年（1998年）に第1期の「姫路市障害者福祉計画」を、また、平成17年（2005年）に第2期の計画を策定し、“障害のある人もない人も、共に、充実していきいきとした人生を送ることができる社会（共生社会）づくり”を目指して、計画に基づく取り組みを進めてきました。

平成19年（2007年）に、「障害者自立支援法」に基づく市町村障害福祉計画として、「姫路市障害福祉計画」を、また平成21年（2009年）には、第2期の計画を策定し、“障害のある人の自立を支援し、安心して暮らせる地域社会の実現”を目指し、障害福祉サービスの提供を計画的に図っています。

平成21年（2009年）には、「姫路市障害者福祉計画」についても、「第2期姫路市障害福祉計画」の策定を受け、必要な見直しを行いました。

また、平成24年（2012年）には、これまで別々に策定していた「姫路市障害者福祉計画」と「姫路市障害福祉計画」を一体的に策定することとし、第3期姫路市障害者福祉計画及び姫路市障害福祉計画を策定しました。

さらに、平成26年（2014年）においても、第3期姫路市障害者福祉計画及び姫路市障害福祉計画の期間満了を受けて見直しを行い、第4期姫路市障害者福祉計画及び姫路市障害福祉計画の策定を行いました。

平成29年度（2017年）には、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」をさらに一体的に策定するにあたり、計画名を「姫路市障害福祉推進計画」に改めました。

## Ⅱ 計画の位置付け

### 根拠法令

本計画は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定することとします。

### 他計画との関係

#### 【総合計画】

本計画は姫路市総合計画のうち障害児・者福祉領域におけるものです。

#### 【保健・福祉計画】

姫路市地域福祉計画、姫路市障害者福祉計画及び姫路市障害福祉計画、姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画、姫路市子ども・子育て支援事業計画、ひめじ健康プラン（姫路市保健計画）などと連携し、必要に応じて後方支援を行うものであり、他計画で一貫して推進すべきあるいは横断的に推進すべき施策を除いて、障害のある人に関するより専門的、個別的な領域を受け持つものです。

#### 【教育計画】

姫路市教育振興基本計画と相互に連携して、障害のある児童生徒に関する専門的、個別的な領域を受け持つものです。

## Ⅲ 計画の期間

### 本計画の期間

令和 3 年度（2021 年度） ～ 令和 5 年度（2023 年度）

令和 5 年度（2023 年度）に次期計画の策定を行います。なお、障害者制度改革等により社会情勢に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。

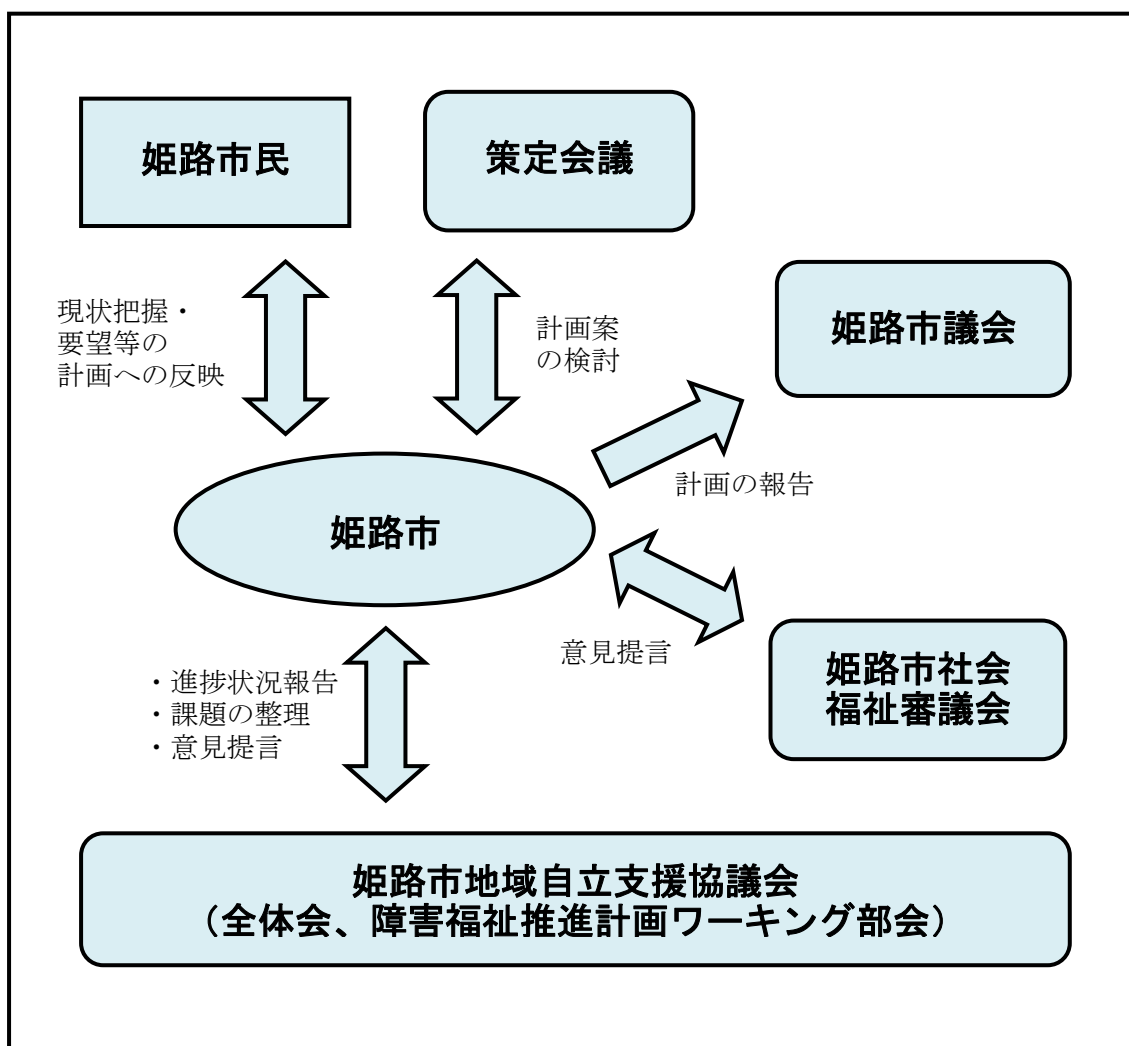
## IV 計画の策定体制・進行管理

計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、その進行を管理していくとともに、事後の検証を行える体制を整える必要があります。

このため、計画策定後は、姫路市として少なくとも年1回は計画の分析・中間評価を実施し、的確に進行管理を行うとともに、姫路市地域自立支援協議会にその状況を報告し、意見を聴くこととします。

また、令和3年度（2021年度）以降においても、各種制度の周知、市民意識の向上を図るとともに市民ニーズの把握に努め、当該計画期間中に障害福祉施策に係る新たな行政需要が生じたときは、本計画において重点方策として設定していない場合も、できる限り柔軟に対応することとします。

【計画の策定体制・進行管理】



## V 計画の策定スケジュールについて

今後の策定会議における審議事項については、下記「今後の策定会議における審議事項」のとおり予定とし、計画の策定にあたっての全体的なスケジュールとしては、下記「計画策定のスケジュール」のとおり予定としたいと考えております。

(今後の策定会議における審議事項)

回数	開催日	審議内容
第1回	令和2年 8月7日	・現行計画の実績及び実態意向調査の結果について報告 ・新たな計画の策定について審議
第2回	9月下旬	・計画の基本方針について審議 ・重点方策の内容について審議
第3回	11月中旬	・障害福祉サービス等の確保等について審議 ・計画の数値目標等について審議
(パブリック・コメント手続 : 令和2年12月中旬 ~ 令和3年1月中旬)		
第4回	令和3年 2月中旬	・計画(案)の最終取りまとめについて審議

(計画策定のスケジュール)

時期	事項
令和2年	8月 【第1回策定会議】 自立支援協議会(第1回全体会)
	9月 自立支援協議会(第1回ワーキング部会) 【第2回策定会議】
	10月 自立支援協議会(第2回ワーキング部会)
	11月 自立支援協議会(第3回ワーキング部会) 【第3回策定会議】
	12月 自立支援協議会(第4回ワーキング部会) 厚生委員会へ報告 パブリック・コメント手続開始
令和3年	1月 自立支援協議会(第5回ワーキング部会) パブリック・コメント手続締切
	2月 自立支援協議会(第2回全体会) 【第4回策定会議】
	3月 厚生委員会へ報告 社会福祉審議会へ報告 計画策定